

平成 30 年度第 1 回 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	平成 30 年 11 月 19 日 (月) 18 時 30 分～19 時 45 分
開 催 場 所	港南区役所 6 階 601 会議室
出 席 者	<p>【選定委員会委員】</p> <p>委員 長：横倉 聡 (東洋英和女学院大学教授)</p> <p>委 員：阿曾 弘美 (丸山台自治会会長)</p> <p>尾崎 芳枝 (ひざり地区民生委員児童委員協議会会長)</p> <p>齋藤 史明 (ひざり連合自治会会長)</p> <p>利根川 和代 (ひざり地区社会福祉協議会会長)</p> <p>中野 しずよ (市民セクターよこはま理事長)</p> <p>星野 武彰 (中小企業診断士)</p> <p>山根 建夫 (永野地区民生委員児童委員)</p> <p style="text-align: right;">(五十音順)</p>
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開 (一部非公開) (傍聴者 0 人)
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定について 2 地域ケアプラザについて 3 委員長の選任について 4 委員会の公開・非公開について 5 指定管理者選定スケジュールについて 6 公募要項について 7 評価基準・審査方法について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に横倉委員を選出、委員長職務代理者に中野委員を指名。 2 第 1 回及び第 2 回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者選定スケジュール、公募要項及び評価基準・審査方法に関する審議 (2) 指定候補者・次点候補者の決定に関する審議 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。 4 公募要項について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定について 事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、会議録の公表について説明。 2 地域ケアプラザについて 事務局から地域ケアプラザの機能及び実施事業について説明。 3 委員長の選任について 指定管理者選定委員会要綱第 6 条に基づき、委員長に横倉委員を選出。職務代理者に中野委員を指名。

4 委員会の公開・非公開について

事務局から、公開することにより、適正な審査が阻害されると認められるため、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

- ・公募要項の内容（選定基準及び選定手続き等を含む）
- ・応募法人審査、指定候補者及び次点候補者の選定に関する審議

※なお、応募法人の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は面接審査を受けている法人以外のお応募法人を除き公開。

審議の結果、案のとおり決定した。

5 指定管理者選定スケジュールについて

選定スケジュール案を事務局から説明。

審議の結果、案のとおり決定した。

6 公募要項について

事務局から公募要項案について説明。

(委員) 上限額は1年間分ということではないか。

(事務局) ご発言のとおり、上限額は単年度分の金額を記載している。

審議の結果、案のとおり決定した。

7 評価基準及び審査方法について

(事務局) 次のとおり事務局案を説明

- 評価基準：公募要項 14～16 ページに記載のとおり。
- 前期の指定管理業務の実績については、他の事業者の参入意欲を減退させ、競争性を阻害させないため、選定評価には加えない。
- 採点方法：評価項目ごとに5段階で採点を行い、各項目の5段階評価にそれぞれ係数を掛けて、項目の評点を算出する。
財務状況の評価については、健康福祉局が委託した評価機関の評価結果を参考に、選定委員会で評価を行う。

○審査方法

- ・書類による事前の仮審査を行い、応募法人の面接（ヒアリング）後に本審査（採点）を行う。
- ・応募書類について、応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配布することや差し替え、又はパワーポイント等で説明をすることについては認めるが、事前に申し出を必要とする。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1法人 30～45 分とし、応募法人数に応じて変更する。

○最低制限基準の設定

- ・応募法人が1法人のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため最低制限基準を設定する。
- ・5段階評価の場合、3が中間点で60%であるため、満点の60%（126点/満点210点）を最低制限基準とする。

○指定候補者の決定

選定委員会での得点（最高点、最低点を除く残りの委員の平均点）が最も高い法人を「指定候補者」とし、次に高い法人を「次点候補者」とする。

全ての法人が最低制限基準に満たなかった場合は再公募を行う。

同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、以下の順で指定管理者の候補者を選定する。

- ① 採点で最も高い得点をつけた委員が多かった法人
- ② 小項目で最低点を入れた委員が少なかった法人
- ③ 小項目で満点が多かった法人
- ④ 委員長を含む出席委員による投票
- ⑤ 委員長を除く出席委員による投票

(委員長) 財務状況については横浜市が委託する外部評価資料が当日もらえるということでもいいのか。

(事務局) そのとおり。外部評価資料については当日配布する。

(委員) 現行の指定管理者の実績を選定評価に加えないという説明があったが、日限山地域ケアプラザとは普段から関わりがある。実際に、現運営法人と新規応募法人とを公平に見ることは難しいのではないか。

(事務局) 評価基準項目の中には現行の指定管理者の実績を評価する項目はないが、現運営法人の事業内容等は、書類審査とプレゼンテーションを通じた各評価基準項目の評価において、おのずと反映されるものであると考えている。

(委員) 評価をするにあたって応募法人の事業実態を見に行くべきだと思うが、それは行わないということでもいいか。

(事務局) 行わない。書類審査及び当日のプレゼンテーション、財務評価などを踏まえて評価をしていただく。

(委員) 財務評価について、委員は書類審査を行わないということでもいいか。

(委員長) 書類審査は行うが、選定委員会当日、外部評価結果の報告などを参考に最終的に委員が評価を行うことでよろしいか。

(事務局) そのとおり。判断が難しければ仮審査では評価を行わず、選定委員会当日に外部評価資料などを参考に評価をしていただく形で差し支えない。

(委員) 財務状況で債務超過になっている法人も応募できるのか。

	<p>(事務局) 市民税の滞納などがある場合は欠格事項となっているため、応募することができないが、債務超過については欠格事項とはなっていないため、応募は可能となっている。</p> <p>(委員) 指定管理者は何回でも再任できるのか。</p> <p>(事務局) 制度上は再任についての制限はない。</p> <p>(委員) 利用者からの苦情が多い運営法人という可能性もあるのではないか。</p> <p>(委員長) 苦情対応についても事業計画書に記載項目がある。記載内容を確認し、委員の判断で評価を行っていただくことでよろしいか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p style="text-align: center;">審議の結果、案のとおり決定した。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会名簿</p> <p>(2) 地域ケアプラザの指定管理者選定について</p> <p>(3) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(4) 横浜市港南区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(5) 港南区地域ケアプラザ紹介冊子「もっと知って使って！地域ケアプラザ」</p> <p>(6) 会議の公開・非公開について (案)</p> <p>(7) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール (案)</p> <p>(8) 横浜市日限山地域ケアプラザ指定管理者公募要項 (案)</p> <p>(9) 評価基準及び審査方法について (案)</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成 31 年 3 月下旬開催予定。今後日程を調整させていただく。</p>